

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信事業者間の公正な競争の促進のための制度整備		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	電話番号: 03-5253-5695	e-mail: jigyouhoutou_kaisei@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成23年2月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制改正の目的及び概要】 電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずる。</p> <p>【規制改正の必要性】 総務省では、2015年頃を目途に全ての世帯においてブロードバンドサービスが利用されることを目指しており、そのための政策のひとつとして「NTTの在り方を含めた競争政策の推進」を行うこととしている。 電気通信市場における競争政策については電気通信事業法等の見直しを累次行ってきたところであるが、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びその業務委託先子会社による反競争的行為が発生するなど、依然として市場支配力の濫用を必ずしも防止できていない状況にある。 このことから、当該電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性の確保が求められており、電気通信事業法の一部改正により措置することが必要である。</p> <p>【規制改正の内容】 ① 業務委託先子会社に対する監督規制 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為(接続情報の目的外利用等)の防止に係る規制の実効性を確保するため、当該電気通信事業者の業務委託先子会社(間接子会社を含む。以下同じ。)が反競争的行為を行わないよう当該電気通信事業者に対し当該子会社の適切な監督を義務付ける。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該設備を設置する電気通信事業者に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備を義務付ける。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第31条(禁止行為等)	
想定される代替案	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制の代替案 代替案は想定されない。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備の代替案 代替案としては、NTT東西の設備部門と営業部門を構造的又は資本的に分離する方法(NTT東西の設備部門を別会社化する方法)が考えられる。</p>		
分析対象期間	法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析の対象とする期間は3年とする。		
費用及び便益を推計する際の比較対象(ベースライン)	費用と便益を推計する際の比較対象としては、仮に今回の制度整備を行わなかった場合を設定することとする。 仮に今回の制度整備を行わなかった場合には、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性が確保されないことになり、電気通信事業者間の公正な競争の確保に支障が出るおそれがある。		

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において、当該電気通信事業者の子会社に業務を委託する場合に、委託先子会社によって反競争的行為が行われなければならない必要かつ適切な監督を行うとともに、毎年、業務委託先子会社の監督状況等について総務大臣に報告することに係る費用が生じるが、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において、設備部門と営業部門との間の隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制を整備するとともに、毎年、体制の整備状況等について報告することに係る費用が生じるが、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。</p>	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 代替案は想定されない。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 NTT東西が会社組織の形態を変更すること(NTT東西の設備部門を別会社化すること)に伴う費用が生じる。</p>
(行政費用)	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行っている場合、業務委託先子会社による反競争的行為を停止又は変更させるために必要な措置をとるべきことを総務大臣が当該電気通信事業者に対し命ずることに係る費用、毎年、当該電気通信事業者から委託先子会社の監督状況等について報告を受けることに係る費用が生じるが、新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から、毎年、体制の整備状況等について報告を受けることに係る費用が生じるが、新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。</p>	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 代替案は想定されない。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 NTT東西の会社組織の形態を変更すること(NTT東西の設備部門を別会社化すること)に伴い、必要となる許認可事務等の行政費用が発生する。</p>
(その他の社会的費用)	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 特段想定されるものはない。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 特段想定されるものはない。</p>	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 代替案は想定されない。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 NTT東西の会社組織の形態を変更する場合、以下の観点から社会的費用がかかると考える。 (i)設備競争、サービス競争の促進 構造的・資本的に分離された第一種指定電気通信設備を管理する会社に光ファイバ整備について特別な役割を与える場合には、インフラ整備の独占化や設備競争の減退の可能性が高まる。 (ii)NTT株主への影響 NTTには、約100万人の個人株主や機関投資家等が存在しており、代替案によるNTTの組織再編のためには、株主利益への配慮を行うことが必要となる。また、組織再編によるNTT東西の分社化の程度が強まるほど、既存株主への影響は大きくなる。 (iii)実現のための時間 平成11年のNTT再編時及び諸外国の事例等を参考とすれば、代替案によりNTT東西の資産を移管し別会社を創設する場合には、法案成立時点から2年程度(会社組織の形態の変更を要しない本案の場合は6ヶ月以内)の期間は必要とすることが想定される。 (iv)「光の道」整備促進 自ら小売サービスを行わないインフラ整備専門の別会社の場合、光ファイバの投資インセンティブ、ネットワーク高度化へのインセンティブ、安全・信頼性向上へのインセンティブをいかに確保するかが課題になる。</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する禁止行為等規制の実効性が確保され、もって電気通信事業者間の競争が一層促進される。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 第一種指定電気通信設備との接続における同等性が確保され、もって電気通信事業者間の競争が一層促進される。</p>	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 代替案は想定されない。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 NTT東西の設備部門を別会社化するため、本案よりも一層第一種指定電気通信設備との接続における同等性が確保し得るものの、会社組織の形態の変更に時間を要することから、同等性の確保が本案に比べ遅れることになる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、業務委託先子会社の監督を義務付けることは、新たな遵守費用及び行政費用が一定程度発生するものの限定的であり、また、この措置が業務委託先子会社による規制の潜脱を防止するために必要最小限の規制である。一方、この措置により電気通信事業者間の競争が一層促進されることとなる。以上のことから、今回の措置は適切であると考ええる。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備を義務付けることは、新たな遵守費用及び行政費用が一定程度発生するものの限定的であり、接続の同等性の確保等他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために必要最小限の規制である。一方、この措置により電気通信事業者間の競争が一層促進されることとなる。以上のことから、今回の措置は適切であると考ええる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>本政策は、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」での検討結果及び同タスクフォースの政策決定プラットフォームにおいて決定された「『光の道』構想に関する基本方針」(平成22年12月14日)を踏まえたものである。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	
<p>備考</p>	<p>① 業務委託先子会社に対する監督規制については、代替案は想定されない。 理由は、前述のとおり。</p> <p>② 第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備について、代替案との比較は以下のとおり。 代替案は、本案よりも一層第一種指定電気通信設備との接続における同等性が確保され得ることが期待されるものの、多数のNTT株主に大きな影響を及ぼす可能性が高いこと、実現に要する期間が長いこと、規制は必要最小限であることが望ましいこと等に鑑みれば、現時点において講ずべき措置としては、本案が適当であると考えられる。</p>	